

(公 印 省 略)
平成30年3月30日

地域密着型サービス事業所 管理者様

太田市長 清水 聖義
(長寿あんしん課)

地域密着型サービス事業所内における福祉用具貸与物品の使用について (通知)

日頃より、本市介護保険の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

表題の件について、次のとおり取り扱いますので、ご確認の上、適正な運営を図られますようお願い申し上げます。

居宅サービス計画に位置付けられる福祉用具貸与は「居宅要介護者」(以下の「**■居宅要介護者について**」参照)を対象としたものです。また、福祉用具貸与物品は、居宅での使用を前提としているため、以下に記載した<例外>を除き、地域密着型サービス事業所内で使用することは、原則として認められません。

事業所内で使用する福祉用具等、介護の提供に必要な設備及び備品は、各事業所が用意し、その費用を負担することになります。

<例外>

福祉用具貸与を受けている利用者が、地域密着型サービスの利用に伴い福祉用具貸与物品を一度返却し、退所後に再度福祉用具貸与を受けることによる事務の煩雑化及びこれに伴う利用者の負担を避けるため、次の①及び②の条件を同時に満たしている場合に限り、地域密着型サービス事業所内での福祉用具貸与物品の使用を例外として認めます。

- ① 利用者が居宅においても、福祉用具貸与物品を使用していること。
- ② 利用者が地域密着型サービス事業所内において福祉用具貸与物品の使用を要望していること。
(利用者の希望が確認できるよう、文書により記録することが望ましい。)

■居宅要介護者について

「居宅要介護者」とは、居宅において介護を受ける者を指しています。

なお、地域密着型サービス等の長期継続利用により、**利用者がひと月に連続して二泊以上居宅に戻らない状態**は、居宅要介護者に該当しないものとして取り扱います。

■根拠法令等

- ・介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第8条第12項
- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第193条

太田市役所 長寿あんしん課 地域支援係
(TEL) 0276-47-1856